

14 将来を見据えて～親ができること～

「診断がついた子は、自分たち親がいなくなったらどうなるのか」という質問をよくいただきます。結論から言うと、「親御さんが亡くなっても、支援者とながっていれば何とかなる」です。ただ、ご本人が「親以外の支援者からのサポートを受け入れる力」が重要です。

サポートを受け入れる力が土台にあると、「親が現在、本人をサポートしている部分を福祉等の制度で補うことができるか」を考えられるようになります。親のサポートしている部分が多い場合には、複数の制度を組み合わせる必要がある。

本人の自立した生活に必要なスキル等について、具体的なものを挙げてみましょう。

- ① 時間管理スキル（生活リズムを整え、起床や就寝なども含む）
- ② 金銭管理スキル
- ③ 家事スキル
- ④ 清潔保持・健康管理スキル
- ⑤ 社会常識
- ⑥ 自分を守る力（SNS等のトラブルも含む）
- ⑦ 意思決定能力
- ⑧ 援助希求力（自分から他者に協力や助けを求める力）

親が元気なうちに「うちの子は①～⑧のスキルが育っているか」「こういう場合はどうするか」をよく考え、本人や親族、支援者等と話し合っておくことが重要です。

次にあげる2つの架空事例は、実際の相談でよく聞く話をまとめて構成したものです。

【架空事例①】

＜知的障害があり、グループホームに入居されている方（成年後見人付）＞
グループホームの種別：外部サービス利用型

父母は健在だが、両親に何かがあった際のために早めにグループホームへ入所し慣れるための取り組みを行っている。週末は自宅へ帰り、父母と外出・外食な

どをする。日曜日の夕方にグループホームへ戻る。

社会福祉協議会の日常生活自立支援事業を利用している。

本人の定期受診、美容院へ出かける際には、移動支援を利用している。（体調不良時は職員が同行する。）

日中は就労継続支援B型事業所へ通っている。昼食は通所先の事業所近くのお店で購入して食べる。

障害年金2級を受給しており、グループホームの家賃等は障害年金の受給額で支払いができています。

日常生活自立支援事業を利用し、本人の障害年金の振込先口座の預金通帳と銀行印を管理してもらい、本人のグループホームの利用料の払込み代行・本人の1ヵ月分のお小遣いを毎月届けてもらっている。

本人は就労継続支援B型事業所の工賃を貯めてプラモデル作りの趣味を楽しんでいる。

ペアレントメンターをつぶやき

両親が元気なうちから、グループホームを利用したりいろいろな福祉サービスを使って「親がやってあげなくても誰かの助けを借りながら自立できる状態」を作っておくのは良いですね。

【架空事例②】

＜自閉症スペクトラム障害とうつ病の既往歴があり、自宅で生活されている方＞

大学時代に友人とのコミュニケーションに違和感を抱き、精神科を受診し自閉スペクトラム障害の診断を受けた。大学在学中に両親が不慮の事故で他界。両親の生命保険金で相続税を払い、持ち家を相続した。大学卒業後に企業へ就職したが、仕事のスケジュール管理ができず定時を過ぎても仕事を過度に続けてしまい、抑うつ状態となり休職した。その際に精神科を受診して自閉スペクトラム症の診断を受けた。復職訓練をしたが、うつ状態が回復せずに退職となった。うつ状態により、家事を行うことができなくなったため、在宅介護（家事援助）を利用し始めた。服薬が安定しなかったため、精神科の主治医から訪問看護の利用を提案され、服薬管理等を行った。その後、うつ病が寛解状態となり、障害者雇用で再就職した。

うつ病は寛解し就労しているが、仕事で疲れてしまい、家事を行うまでは難しいため家事援助を継続している。再就職して間もないため、訪問看護にて服薬状況、うつ病の予後の経過観察を行っている。

「抑うつ状態になるほど仕事を過度に続けてしまう」のが「発達障害あるあるだな」と思いました。うちの子も小学校の時学校ではトイレに行かなかったり、疲れて眠いのに「漢字がうまく書けない（眠いからさらに間違える、の悪循環・・・）」と夜中まで泣きながら宿題をやっていました。こういうケースになりそうで怖いです。就職まではまだ時間がありますが、「とにかく困ってるって言えば周りの人が助けてくれるよ」と伝えていこうと思います。

<心身障害者扶養共済制度>

（静岡市障がい者（児）福祉のしおり P.15 参照）

障がいのある方を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一（死亡・重度障がい）のことがあった時、障がいのある方に終身一定額の年金を支給します。

積み立て制度ではありません。

- ・ 加入できる保護者： 65 歳未満で特別の疾病のない方
- ・ 対象となる障がい者：
 - a. 知的障がいのある方 全部
 - b. 身体障がいのある方 1 級～3 級
 - c. 精神又は身体に障がいのある方で、上記と同程度と認められる方
- ・ 加入期間等

加入者（保護者）の年齢に応じ、毎月の掛金が 1 口あたり 9,300 円～23,300 円かかります。なお、この制度には 2 口まで加入することができます。

掛金の納付期間は、要件①または要件②の内、長い方の期間となります。

要件①：加入日から 20 年

要件②：加入者（保護者）が 4 月 1 日時点で満 65 歳である年度の加入応当日の前日までの期間

年金給付額は 1 口につき月 2 万円です。

申請窓口は各区福祉事務所障害者支援課（P.34）です。